

岐阜市立明郷小学校 P T A 規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、岐阜市立明郷小学校 P T A と称し、事務所を岐阜市立明郷小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の教養と教育に対する関心を高め、児童の福祉と教育の推進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校教育の理解と社会生活の向上に関する会員研修
- (2) 家庭と地域及び学校との密接な連携による児童の生活を向上させる活動
- (3) 学校の教育環境の改善・充実に係る活動
- (4) その他、本会の目的を実現させるため必要と認める事業

(方針)

第4条 本会の目的を達成するため、次の方針を定める。

- (1) 社会教育的団体として活動し、他の目的を同じくする諸団体と協力する。
- (2) 営利的、宗教的、政治的ないかなる団体からも支配、干渉を受けない。
- (3) 児童の福祉や教育に関する諸問題を討議し、その活動を助長することとし、学校管理や職員人事には干渉しない。

(会員)

第5条 本会は、明郷小学校児童の保護者及び学校職員をもって会員とする。

(経費)

第6条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他独自の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第7条 会費は、一世帯あたり月額 600 円とし、所定の時期に納入する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(本部役員)

第9条 本会に次の本部役員をおき、本部役員会を組織する。

会長	1名	地区代表	1名	副会長	若干名
書記	若干名	会計	若干名	学校代表	若干名

また、本部役員会において必要と認められた場合、その他の担当役員をおくことができる。

(本部役員の職務)

第10条 本部役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の総会及び常任委員会の議事並びにPTAの活動に関する重要事項を記録・保管する。また、常時庶務的事項を処理する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当し、その記録及び帳簿を保管する。

(会計監査)

第11条 本会は、本会経理の監査を行うため、2名以上の会計監査委員を置く。

- (1) 会計監査委員は、本部役員と兼ねることはできない。
- (2) 会計監査委員は、必要に応じて本部役員会、常任委員会に出席する。
- (3) 会計監査委員は、次年度総会において、会計監査報告をする。

(顧問)

第12条 本会は、本会活動にかかる助言を得るため、顧問をおくことができる。

- (1) 本会の運営上、会長が必要と認めるときは、常任委員会の承認を得て、会員かつ本部役員経験者より顧問を指名する。
- (2) 顧問は、本会活動の全体にかかる助言を行う。

(委員会の構成並びに職務)

第13条 本会に、次の委員会を置く。各委員会の構成及び職務は次のとおりとする。ただし、特別に必要がある場合は、これ以外の委員会を設置することができる。

(1) 常任委員会

本部役員、顧問、会計監査委員、専門委員会委員長、各学年長にて構成し、次の職務を行う。

イ 年度予算案、事業計画案を審議、作成する。

ロ 総会決定事項の運営にあたる。

ハ 総会に提出する議案及び報告書を作成する。

ニ 必要に応じて、特別委員会を設置する。

ホ その他、必要な会務を処理する。

(2) 学年会

学年PTA行事の企画運営、学校・PTAとの連絡調整をはかる。

(3) 専門委員会

イ 学年代表委員会

- ・該当学年・学級を調整し、児童並びに会員の教育伸長に協力する。また、会員と委員会との緻密な連絡機関として活動する。

ロ 成人教育委員会

- ・生涯教育の観点に立ち、会員相互の教養を高め、親睦をはかるための研修活動の計画推進並びに読書運動の推進をはかる。
- ・学校図書運営並びに読書運動の推進をはかる。
- ・児童の心身の発達に応じた体位・体力の向上と親子による健康づくりの推進に努める。

ハ 広報委員会

- ・会員意識の向上とPTA活動の理解・協力を一層促すことを目的として広報紙を発行し、その周知をはかる。

ニ 地域生活委員会

- ・地区・地域における会の目的遂行に必要な活動を推進する。
- ・地域生活委員は、校外委員を兼ねる。
- ・児童の交通安全のための研修とその親睦を行う。
- ・児童の校外生活の指導、不良化防止並びに自主的な子どもの育成をはかる。
- ・地域生活委員の選出数は、地域の状況により増減することがある。

ホ 事業特別委員会

- ・特定のPTA事業を円滑に遂行するために、事業計画段階より活動する。

委員会の構成

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 常任委員会 | 本部役員、顧問、会計監査委員、各専門委員会委員長、各学年長 |
| 2 | 学年会 | 学年長 1名 副学年長 1名 学年書記 1名 学年会計 1名 委員 若干名 |
| 3 | 専門委員会 | 学年代表委員会は、各学年代表委員 2名以上、特別支援学級から委員 1名以上をもって構成し、成人教育委員会、広報委員会、地域生活委員会は、各 2名以上の学年委員をもって構成する。事業特別委員会は、事業遂行に必要な人数を選出する。 |

1 学年 1 クラスの場合には各専門委員会は各 1 名以上を選出する。

全ての専門委員会において、

委員長 1 名 副委員長 1 名 書記 1 名 会計 1 名 を選出する。

(任期)

第 1 4 条 本部役員、会計監査委員及び専門委員会委員長、委員の任期は以下とする。

- (1) 本部役員、会計監査委員及び専門委員会委員長、委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補欠によって就任した本部役員及び委員の任期は、前任者の残任任期とする。

(本部役員・委員等の選出)

第15条 本部役員、会計監査委員及び専門委員会委員長、委員は、別に定められた内規により選出する。

(諸会議)

第16条 本会の会合は次のとおりとする。

(1) 総会（新年度総会、年度末総会、臨時総会）

総会は、本会の最高機関とし、新年度総会及び年度末総会は、会長が招集する。また、会長、常任委員会、会員の3分の1以上の要請があるときは、臨時総会を開くことができる。議決は、出席者の多数決によって決定することとし、同数の場合は、議長の採決による。

イ 新年度総会 前年度決算の承認並びに年度計画案及び予算案、その他重要事項を審議する。

ロ 年度末総会 事業報告・会計報告、次期本部役員の承認、その他重要事項を審議する。年度末総会は、常任委員会での承認により、文書配布により総会に代えることができる。

ハ 臨時総会 重要事項を審議する。

(2) 常任委員会

常任委員会は、会長が招集し、常任委員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は、出席者の多数決によって決することとし、同数の場合は、議長の採決による。

(3) 専門委員会・学年会

専門委員会・学年会は、各長が招集し、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は、出席者の多数決によって決することとし、同数の場合は、議長の採決による。

(秘匿義務及び決定事項の遵守)

第17条 本部役員会、常任委員会及び特別委員会、その他PTA事業に関する会議は、あくまで部外秘会であって、会の経過内容は公開しない。会議後、審議された決定事項を遵守し、会の構成員全員が統一した見解をもつ。

(改正)

第18条 本規約は、総会において、出席会員の2分の1以上の同意をもって改正することができる。

付則 平成24年4月1日 施行

平成27年5月9日 第9条 一部改正

令和2年4月1日 第13条 一部改正

令和3年4月1日 第7条 一部改正

令和4年10月26日 第13条 第16条 一部改正

令和5年6月16日 第13条 一部改正

岐阜市立明郷小学校 P T A 慶弔・見舞金規定

第1条 本規定は、会員、児童、学校職員に慶弔のあった時の慶弔金並びに見舞金について定める。

第2条 お祝い金は、下記のとおりとする。

1. 学校職員の結婚 5,000円

第3条 お見舞いは、下記のとおりとする。 (日数は学校休業日を除く)

1. 児童が10日以上のお休みを要する災害を受けたとき 3,000円

2. 児童が10日以上のお休みを要する病気の時 3,000円

3. 学校職員が10日以上のお休みを要する災害を受けたとき 5,000円

4. 学校職員が10日以上のお休みを要する病気の時 5,000円

5. 児童の家庭において火災を受けたとき (消防署の認定を基準とする)

全焼	30,000円
半焼	20,000円

第4条 弔慰金は、下記のとおりとする。

1. 児童の死亡 香典 10,000円 生花

2. 会員の死亡 香典 10,000円 生花

3. 学校職員の死亡 香典 10,000円 生花

4. 学校職員の配偶者・実子の死亡 香典 5,000円 生花

第5条 上記以外の特別な事情がある場合には、役員会の協議にて決定する。

第6条 本規定の改廃については、PTA常任委員会の決議を要するものとする。

なお、慶弔・見舞金に対するお返しは受けないこととします。

また、本規定に定めた慶弔・見舞金の他に、学級・学年で慶弔・見舞金をお渡しする場合には、各学級会・学年会にて協議の上、集めることができます。

付則 平成24年4月1日 施行

令和2年4月1日 第4条 一部改正

岐阜市立明郷小学校 P T A 特別会計規定

- 第 1 条 岐阜市立明郷小学校 P T A の周年事業の円滑な実施のため、また大規模自然災害等による不測の支出に備えるため、本特別会計を設ける。
- 第 2 条 本特別会計をもって実施する周年事業とは、P T A 会員、児童、同窓生、校区住民に関する事業とする。
- 第 3 条 本特別会計をもって想定する不測の支出とは、大規模自然災害における破損した P T A 備品並びに学校備品の買い替え・補修、被災した会員並びに児童の学校生活に関する支援とする。
- 第 4 条 特別会計の収入は、明德地域並びに本郷地域自治会等諸団体からの助成金・寄付金を繰り入れることとする。また、その他明郷小学校 P T A 役員会において認められたものを繰り入れることができる。
- 第 5 条 本規定に定める会計に関する処理などの事項は、明郷小学校 P T A 役員会において協議する。
- 第 6 条 特別会計の支出は、予算準拠を原則とするため、あらかじめ P T A 総会での承認を必要とする。ただし、第 3 条による支出の場合、役員会総意で決定の上、P T A 総会での事後の承認を認める。
- 第 7 条 特別会計は、役員会で決定した金融機関で開設された P T A 会長を代表者とした P T A 特別会計名義の銀行預金口座で管理する。
- 第 8 条 特別会計の管理責任者は P T A 会長、管理担当者は会計係とする。
- 第 9 条 本規定の改廃については、P T A 総会の決議を要するものとする。

付則 平成 2 4 年 4 月 1 日 施行

明郷小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 明郷小学校 P T A (以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は P T A 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 本部役員と、P T A 会長が必要と認める各専門委員会メンバーとする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、管理者が配慮が必要と認める個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) P T A 活動の連絡、管理のための会員名簿、各専門委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要になった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持出し等)

第10条 個人情報データベース、個人情報を取扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげられる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報を漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「明郷小学校PTA個人情報取扱規則」は総会において改正する。

付則 平成30年4月1日 施行